

役員及び評議員の報酬並びに費用弁償に関する細則

(目的及び意義)

第一条 この細則は、社会福祉法人山善福社会（以下「この法人」という。）の定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬並びに費用弁償（以下「報酬等」という。）に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第二条 この細則において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、役員のうち、この法人を主たる勤務事務所とする者をいう。常勤役員のうち、理事は常勤理事及び監事は常勤監事という。
- (3) 非常勤役員とは、役員のうち、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 評議員とは、定款第6条に基づき置かれる者をいう。
- (5) 報酬とは、社会福祉法第45条の35第1項で定める報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。
- (6) 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む）等の経費をいう。報酬とは明確に区分されるものとする。

(報酬の支給)

第三条 この法人は、役員に職務遂行の対価として報酬を支給することができる。

2 評議員には、定款8条で定める金額の範囲内で、報酬を支給することができる。

3 常勤理事で使用者としての立場を有する者に対しては、報酬は支給しない。ただし、正規の勤務時間外に開催される理事会に出席した場合は、非常勤理事に準じて報酬を支給する。

(報酬等の額の決定)

第四条 非常勤理事に対する報酬は、別記1「非常勤理事の報酬」に定める額とする。

2 個々の監事の報酬は、別記2「監事の報酬」に定める額とする。

3 個々の評議員の報酬は、別記3「評議員の報酬」に定める額とする。

(費用弁償)

第五条 この法人は、役員及び評議員がその職務の執行に当たって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものにつ

いては、前もって支払うことができるものとする。

- 2 非常勤役員が法人業務に継続かつ定期的に携わった時は別記 4 に定める通りに支給するとし、通勤に要する交通費として通勤手当を支給し、その計算方法は「給与規程」の「通勤手当」に準ずる。
- 3 役員及び評議員には、出張に要する旅費（宿泊費を含む）を、「国内出張旅費規程」に準じて出張費として支給することができる。

（報酬等の支給日）

第六条 常勤役員の報酬等（旅費を除く。）は、当月の 1 日からその月の月末までを単位とし、翌月の 10 日に支給する。ただし、その日が休日（国民の祝祭日）または日曜日に当たるときは、その前日とする。

- 2 非常勤役員及び評議員の報酬等及び常勤役員の旅費は、必要の都度、支払うものとする。

（報酬額の支給方法）

第七条 報酬は、通貨をもって本人に支給又は支払うものとする。ただし、本人の同意を得れば本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができるものとする。

- 2 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金等を控除して支給する。

（公表）

第八条 この法人は、この細則をもって、社会福祉法第 59 条に定める報酬等の支給の基準として公表する。

（改廃）

第九条 この細則の改廃は、評議員会の決議によって行なう。

（補足）

第一〇条 この細則の実施に関し必要な事項は、理事長が評議員会の承認を経て、別に定めるものとする。

附則

この規程は平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

別記 1：非常勤理事の報酬

理事会出席の都度、謝金として一人一律 5,000 円（交通費含む）

別記 2：監事の報酬

理事会出席の都度、謝礼として一人一律 5,000 円（交通費含む）

別記 3：評議員の報酬

評議員会出席の都度、謝金として一人一律 5,000 円（交通費含む）

別記 4：非常勤役員が法人業務に継続かつ定期的に携わった時の報酬

一人一律 時給 1,000 円

以上